

日本プロフェッショナル野球組織に対する警告について（違反被疑行為の概要）



プロ野球組織

選手契約交渉の選手代理人とする者について、**弁護士法**の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、既に他の選手の選手代理人となっている者を選任することを認めない（本件ルール）ようにさせていた

12球団

所属選手に対する本件ルールの適用

プロ野球選手A

プロ野球選手B

プロ野球選手C

αを代理人に
選任したいのに…

βを代理人に
選任したいのに…

選手Aが代理人αを選任

代理人α
(弁護士)

代理人β
(弁護士以外の者)

